

電気通信番号をダイヤルした呼の インターネット網への接続について

2005年12月19日
NTTコミュニケーションズ

電気通信番号をダイヤルした呼のインターネット網への接続について

前回までのWGでの議論を受け、電気通信番号をダイヤルした呼をインターネット等への品質確保されていない網への接続をする際の条件等について考え方は次頁以降の通りと考えております。

インターネット等への品質確保されていない網への接続をする際の問題点

第4回WG資料WG4-10 (総務省提出抜粋)

公衆インターネット網への転送については、

従来の固定網内や固定 - 携帯間の着信転送サービスは、事業者により管理されたネットワーク間の転送であるのに対し、公衆インターネット網への転送では、

- a) なりすましなどセキュリティ上の問題が発生する可能性や、
- b) ネットワークコントロールが出来ないことによる通話品質の低下や故障発生時に迅速な対応が出来ないなどの問題が発生する可能性

について、事業者の責任が及ばず、かつ

費用負担をしている発信者は、受信者にかかるIP電話番号(050番号等)に発信したのみであり、当該通信が公衆インターネット網を経由した受信者に転送されるかどうか分からない

ことが問題となる

課題の所在

インターネット等への品質確保されていない網への接続を提供する主体の責任に関する問題点についての考察は次の通りです。

1. 発信ユーザのダイヤルにより着信する番号の指定を受けた電気通信事業者が当該番号で提供する役務が、その番号での指定条件を満足できないおそれがあることが指摘されていると理解している。
2. 一方で、着信ユーザが自身の端末または自営網(=事業者の管理が及ばない範囲)でインターネット網へ接続することは、現行法では規制されておらず、また企業等では実際に行われている形態であり、事業者の役務の提供の観点からは問題は見受けられない。
3. 着信ユーザが独自にインターネット網へ転送する形態の発展系として、たとえば企業が自営網を構築する際の一部に事業者のホスティング等を利用した上でインターネット網への接続機能を実現することが考えられるが、仮にその機能を当該番号を指定された事業者とは別の事業者が提供する場合は上記2項と同じく問題はないと考えられる
4. 3項の考え方は、それぞれの機能(「ダイヤルされた番号で呼を着信をさせる機能」と「インターネットへの接続を行う機能」)を提供している主体が電気通信事業者であっても、電気通信番号での着信する役務等とインターネット網への接続の役務等の提供が明らかに異なる(=役務等が分断されている)からである。
5. 課題は同一事業者が双方の機能を提供する場合にあり、具体的には(a)「ダイヤルされた番号で呼を着信をさせる機能」を提供する事業者が転送機能等を具備しその役務の一部として一体的に提供する場合と(b)3項と同様の形態で同一事業者が双方の機能を提供する場合の2パターンについて考える必要がある。
6. 5項のパターン(a)で接続する場合については、転送機能を起動させない場合と起動させた場合を比較することにより品質・セキュリティ等課題の切り分け等が可能ではあるが、インターネット網へ接続しているその呼に対しては1項に示す課題が残っているとも考えられるため、その取り扱いについては引き続き検討が必要である。
7. 5項のパターン(b)で接続する場合については、4項と同様の考え方である。

インターネット網への接続の際に施すべき対策等

前頁での考察を踏まえ、インターネット網への接続の際に施すべき適切な対策は次の通りと考えております。

事業者が着信ユーザに対し、「ダイヤルされた番号で呼を着信をさせる機能」と「インターネットへの接続を行う機能」の双方を同時に提供する場合、それらの機能を提供する役務等を分断して提供する場合においては、その提供が認められる。(役務等を分断しない一体的なパターンについては、継続検討が必要。)

「インターネットへの接続を行う機能」を提供する事業者は、発信ユーザ保護の観点からは、インターネットへの接続を行う際には、自主的にその旨を通知するガイダンスを入れることが望まれる。

